

企業立地促進法の一部改正に伴う工場立地法の特例措置にかかる 関連告示の改正について (案)

1. これまでの対応～改正企業立地促進法（地域未来投資促進法）における工場立地法の特例措置の枠組み～

第 33 回工場立地小委員会において議論し了承されたとおり、改正企業立地促進法である地域未来投資促進法においても、引き続き工場立地法の特例を措置することとしている。

工場立地法の特例措置を設ける際には、工場立地法の本来の保護法益を十分に担保しなければならないことから、現行の企業立地促進法と同様に、地域未来投資促進法においても以下の枠組みを規定している。

- ・法第 4 条に基づき、都道府県及び市町村が共同で作成する基本計画において、基本計画の対象区域（「促進区域」）内において、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（「重点促進区域」）を定めることができる。
- ・法第 9 条に基づき、国の同意を受けた基本計画において定められた重点促進区域内において、市町村が、工場又は事業場の新增設を促進する必要がある区域（「工場立地特例対象区域」）を指定した場合に、当該区域に限り、緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（緑地面積率等）について、国の公表する基準の範囲内で、工場立地法に定める国準則又は市町村準則に代えて適用すべき準則を、条例で定めることができる。

2. 今後の対応～地域未来投資促進法に基づく緑地面積率等の基準（告示の改正）～

上記の地域未来投資促進法の枠組みを踏まえ、今般、告示において国が定める緑地面積率等の基準についても、第 33 回工場立地小委員会において議論し了承された通り、現行の企業立地促進法に基づく緑地面積率等の基準を維持する形で定めることとする（別添）。

このため、具体的には、以下の告示について改正を行うこととする。

- ・緑地面積率等に関する 同意企業立地重点促進区域 についての区域の区分ごとの基準（「同意企業立地重点促進区域」→「工場立地特例対象区域」）
- ・工場立地に関する準則（法律名の改題や条ズレへの対応）

(別添)

○地域未来投資促進法に基づく緑地面積率等の基準

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
緑地の面積の敷地面積に対する割合	10%以上 20%未満	5%以上 20%未満	1%以上 10%未満
環境施設の面積の敷地面積に対する割合	15%以上 25%未満	10%以上 25%未満	1%以上 15%未満

甲種区域：住居の用に併せて工業の用に供されている区域（「区域区分基準」の第2種区域に相当する区域、都市計画法の用途地域の定めがある場合は準工業地域等）

乙種区域：主として工業等の用に供されている区域（「区域区分基準」の第3種区域に相当する区域、都市計画法の用途地域の定めがある場合は工業地域又は工業専用地域等）

丙種区域：専ら工業等の一般住民の日常生活の用以外の用に供されている区域（乙種区域に相当する区域の内、一般住民の日常的な生活の用に供する建築物がない区域等）

○地域未来投資促進法 参考条文

(基本計画)

第四条 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域を区域とする一又は二以上の市町村（特別区を含む。以下単に「市町村」という。）及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県（以下単に「都道府県」という。）は、共同して、基本方針に基づき、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 基本計画の対象となる区域（以下「促進区域」という。）

二 (略)

三 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

四 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（以下「重点促進区域」という。）を定める場合にあっては、その区域

五～十 (略)

3～8 (略)

(工場立地法の特例)

第九条 同意基本計画において定められた重点促進区域の存する市町村（以下「重点促進市町村」という。）は、工場立地特例対象区域（重点促進区域において当該重点促進区域の存する市町村が指定する、工場又は事業場の新增設（既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む。）を促進する必要がある区域をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）における製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。次項において同じ。）に係る工場又は事業場の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。次項において同じ。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。次項において同じ。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項（同項において「緑地面積率等」という。）について、条例で、同項の基準の範囲内において、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2 経済産業大臣及び製造業等を所管する大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、産業構造審議会の意見を聴いて、緑地面積率等について、工場立地特例対象区域における重点的な地域経済牽引事業の必要性を踏まえ、緑地及び環境施設の整備の必要の程度に応じて工場立地特例対象区域についての区域の区分ごとの基準を公表するものとする。

3 (略)